

令和7年11月総会議事録

1. 招集通知日 令和7年10月27日
2. 開催日時 令和7年11月25日（火）午後1時30分から午後2時15分
3. 開催場所 もみじホール2階 会議室2
4. 出席委員 (農業委員11名)
会長 8番 高橋 正
会長職務代理 1番 岡部 公史
副会長 2番 網野 和夫、4番 古家 勝夫
3番 木田 好美、5番 佐藤 稔、6番 守屋 光泰
10番 奈良 壽弘、12番 小俣 億学、13番 石井 太郎、
14番 富澤 太郎

(推進委員13名)
細川 正一、上條 政教、小田 廣幸、大庭 正廣
中村 誠、不動田 典、平本 美好、原田 芳仁
小俣 和利、山下 雅一、上原 千歳、高橋 純一、
白鳥 孝雄
5. 欠席委員 (農業委員3名)
7番 小俣 幸市、9番 山崎 範夫、11番 高橋 範朗
(推進委員1名)
大神田 眞
6. 議事日程
第1. 議長選出
第2. 議事録署名委員の指名
第3. 農地法に基づく許可案件の審議
第4. その他
7. 出席した農業委員会事務局職員
農業委員会担当リーダー 瀧森 哲也
農業委員会担当 白井 藍

8. 会議の内容

- 事務局 お疲れ様です。それでは、ただ今より令和7年11月農業委員会総会を始めます。それでは次第に沿って進めさせていただきます。では開会にあたり開会の挨拶を網野和夫副会長よりお願いします。
- 網野和夫副会長 ただ今より11月の総会を始めます。それでは、皆様ご起立をお願いします。
- 全員 ～互礼～ よろしくをお願いします。
- 事務局 開会宣言。本日の農業委員さんの出席数は11名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。
続いて会長挨拶、高橋会長お願いいたします。
- 高橋会長 ～挨拶～
- 事務局 ありがとうございます。
- ～議長選出～
- 議長 会議規則によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事進行がスムーズに進められますよう皆様方のご協力をお願いいたします。本日の議事録署名委員は、4番古家勝夫委員と、10番奈良壽弘委員をお願いいたします。
- それでは議題に移ります。本日の案件は農地法第3条の規定による許可申請が1件、農地法第5条の規定による許可申請が3件、非農地通知の発出が1件、となっております。
- それでは、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 ～議案説明～
- 議長 ありがとうございます。
それでは、農地法第3条の規定による許可申請1件目は西原地区になります。説明を担当の白鳥さん、お願いします。

- 説明委員 地区担当の白鳥です。11月19日に現地調査に行ってきましたので調査結果を報告します。この案件は7月に行った3条申請の残った筆についての申請です。立会いは申請代理人の〇〇、農業委員会から会長の高橋さん、地区委員の富澤さん事務局から瀧森リーダーと臼井さんの6名で行なってきました。
資料は2ページをご覧ください。場所は西原の〇〇集落です。県道〇〇線沿いの〇〇から〇に向かって行き最初の右に入る道を進みます。約100m行くと左手に〇〇さんの自宅があります。地図上では「〇〇」という名前になっている家です。申請地は家の南東方向にあります。
申請譲受人の〇〇さんは市の空き家バンク事業を活用して7年ほど前から居住しています。今まで賃貸で住んでいましたがここで物件を購入することになりました。物件と合わせて〇〇さん所有の農地も購入することになり本申請に至りました。7月の申請時には、申請地には小さな家が建っていましたが、今回物件を取り壊し、畑に戻したため申請に至りました。自宅から近く、耕作に必要な道具もそろっていますので問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願い致します。
- 議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。そのほかになにか質問ございますか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。
- 審議 全員挙手
- 議長 賛成多数で、この議案については可決されました。
次に農地法第5条の規定による許可申請1件目は巖地区になります。説明を担当の不動田さん、お願いします。
- 説明委員 11月19日に現地調査を行いました。立会人は申請代理人の〇〇、農業委員会から高橋会長、古家副会長、事務局から瀧森リーダーと臼井さんと私の計6名で行いました。
地図は5ページをご覧ください。〇〇から東に300m〇〇と〇〇との間に申請地はあります。
〇〇に居住する〇〇さん所有の土地を〇〇の〇〇さんに所有権を

移転するものです。〇〇さんは市の空き家バンクを通し古民家を購入。物件の配水管が〇〇さんの土地に通っていることから今後のトラブルをさけるため分筆して所有権を移転したいとの申請です。地上部については宅地を延長して庭の一部として活用していくとのことです。ご審議の程お願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。
続いて、農地法第5条の規定による許可申請2件目は甲東地区になります。説明を担当の大庭さん、お願いします。

説明委員 地区担当の大庭です。11月17日に現地調査に行ってきましたので調査結果を報告します。立会人は申請譲受人の〇〇さんの夫、〇〇さん、農業委員会から高橋会長、網野副会長、事務局から瀧森リーダーと臼井さんの6名です。場所は甲東地区の県道〇〇から200mほどは行って左側が申請地です。譲渡人は農地法第4条の許可を得て27年前に建設しましたがその後の手続きを踏まなかったため地目が畑のままになっていました。現在は譲受人の〇〇さんが自宅兼イベントスペースとして使用しています。なお、譲渡人の〇〇さんと〇〇さんは親子関係です。
すでに自宅として利用しているため始末書も添付されています。周辺に住宅はなく隣接する農地は〇〇さんが借りて家庭菜園を行っています。問題ないと思いますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

- 議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。
続いて、農地法第5条の規定による許可申請3件目は上野原地区になります。説明を担当の上原さん、お願いします。
- 説明委員 地区担当の上原です。11月18日に現地調査を行いましたのでこの結果を報告します。立会人は申請代理人の〇〇、〇〇の〇〇さん〇〇さん、農業委員会から高橋会長、高橋委員、事務局から瀧森リーダーと臼井さんです。
申請地は上野原地区〇〇地内の〇〇の北西側に隣接したところになります。
賃借人である〇〇は申請地の北西側に〇〇の〇〇装置を設置し、この装置の管理用地として申請地を借り受けるものです。〇〇装置の効果をj得るために地形の影響や他の電波の干渉を受けないよう、必要な用地を確保したいとのことです。
隣接利権者の同意を受けていることから問題のないものと考えます。以上報告します。
- 議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。
- 審議 全員挙手
- 議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。
最後に、非農地通知の発出について1件目は秋山地区になります。説明を担当の原田さん、お願いします。
- 説明委員 地区担当の原田です。11月21日に現地調査を行ってきたため調査結果を報告します。申請地は秋山字〇〇、〇〇、〇〇の3筆です。立会人は代理人の〇〇、農業委員会から高橋会長、網野副会長と私、事務局から瀧森リーダーと臼井さんで行ってきました。
場所は〇〇線を〇〇集落から南に進み、〇〇と交差する地点で〇〇の左岸になります。
〇〇よりも北側にある〇〇と〇〇の2筆はすでに山林化しており、進入路もありません。〇〇については山林化はしていませんが、河原になっています。そのため現在のの上野原市の発出基準には該当しません。しかし〇〇により分筆され、進入路もなく農地としての復

元も不可能な状況です。例外として認めるか含め審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。この案件について事務局から補足があります。

事務局 12 ページの地図の左上に分筆前の〇〇の測量図を載せています。このように元々〇〇㎡の筆が細かく分筆され、〇〇は〇㎡です。原田さんからの説明があったとおり現状は河原になっています。令和4年に農業会議所から発行された非農地判断マニュアルによると「森林の様相を呈している場合や周囲の状況からみてその土地を農地として復元したも継続して利用することができない等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地」であれば非農地判断の対象となるとの記載があります。そのため、今回の申請地に非農地通知を出すことに法的な問題はないと思われます。また、法務局とも相談したところこの申請地は「堤」という地目で登記することが可能だそうです。この案件を例外として認めるか、非農地通知の基準に加えるか、など皆さんの意見をお聞かせください。

質問委員 2, 3 年も経てば山林化するのかな、と思いますが、もしこの土地が農振にかかっている場合どのようなようになるのでしょうか。

議長 農振にかかっているとしても農振地域のど真ん中ではなく端であれば非農地通知が発出することは可能かと思えます。この申請地は農振ではないんですよね？

事務局 今回の申請地は農振農用地ではありません。

質問委員 私の家の近くで昔は背負子を持って歩いていた農地が今では山林化してしまっている場所が多くありますが、ほとんどが農振にかかっているため手がつけられません。

事務局 現在、来年度予算として農振の全面見直しの実施を検討しています。完全に山林化して農振にかかっている筆も多くあるため、航空写真と現地調査で見直しをしていこうと思っています。

質問委員 今後、管理されていない山林は森林組合に委託して、伐採・植林をしていくのがいいと思います。現在は3町歩の面積がないと補助金を利用する関係で森林組合も手をつけられない。対象エリアの中に農振の筆がひとつでもあると手をつけられなくて放置状態になっています。それをどうにかできないかなと思っていて、その辺を検討したらいいのではと思っています。

議長 来年度、見直しを検討とのことなので今後の課題ということですね。他になにかございますか？

質問委員 申請地は〇〇の関係で事業者が分筆したのだと思いますが、この分筆の仕方は地主に失礼ではないかと思います。

議長 そのような話はいろんな方からでています。事業者は必要な部分しか買わないという方針のため、面積も小さいですし、利用が難しい筆も多いです。
他になにかありますか。この議案について、今回総会で非農地通知の例外として決議しますか、それとも非農地通知の発出方針を変更しますか。それに対して意見ありますか。

質問委員 この申請地を残しておいてもなににも使えない農地のため、農業委員会としては非農地を出して良いのではと思います。

議長 それでは今回は山林ではなく堤という地目に変更という内容で非農地通知を発出することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。
次回総会日程について事務局をお願いします。

事務局 ○次回総会日程：令和7年12月25日(木)

議長 その他に何かありますか。
無いようですので、以上で本日の審議案件は終了し、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

事務局 以上をもちまして11月の総会を終わらせていただきます。閉会の

挨拶を古家勝夫副会長よりお願いします。

(古家勝夫副会長挨拶)

全員 ～互礼～ お疲れ様でした。

以上は、この会議の内容を記録したものである。

令和7年11月28日

会議書記 白井 藍

議事録署名委員と共に記名押印す。

議 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印